原規規発第 2211011 号令和4年11月10日

九州電力株式会社 代表取締役 社長執行役員 池辺 和弘 殿

原子力規制委員会

玄海原子力発電所第3号機の試験使用承認について

令和4年2月10日付け原発本第195号(令和4年3月30日付け原発本第233号及び令和4年10月18日付け原発本第105号をもって変更の内容を説明する書類の提出)をもって申請がありました標記の件については、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和53年通商産業省令第77号)第17条第1号の規定に基づき、下記のとおり承認します。

記

1.対象施設原子炉本体

2.使用の期間

自:原子炉の臨界反応操作を開始する前に必要な全ての使用前確認が終了した時

至:本申請に基づく、使用前確認証交付日

3.使用の方法

臨界反応操作を開始できる段階において、原子炉を臨界にさせ、出力を上昇し、定格熱出力状態において、原子炉容器が安定して連続運転できることを確認することにより原子炉容器の健全性を確認する。

なお、使用にあたっては原子炉施設保安規定に基づき運転する。